

小規模事業者持続化補助金申請にかかる加対象者（新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の証明）及び証明書申請の必要書類について

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた証明について【市で発行】

補助金申請をするために必要な証明書として、次のうちいずれかの証明が必要となります。

- (1) セーフティネット保証4号の認定書の写し
- (2) 2020年2月（1か月間）の売上高が、前年同月と比較して減少したことが分かる証明
- (3) 創業1年未満の事業者においては、2020年2月（1か月間）の売上高が、直前3か月（2019年11月から2020年1月まで）の売上高平均と比較して減少したことが分かる証明

2. 証明書の申請について

上記1. (2) または (3) については、産業振興課で証明書を交付します。

1 必要書類

①印鑑登録を行った印を押印した証明申請書（様式1または様式2） **2部**

- ・様式1…前年（2019年）2月以前から創業している場合
- ・様式2…前年（2019年）2月に創業していない場合

②印鑑証明書 **1部（原本）**

※申請者の住所欄には、個人事業者は主たる事務所の所在地を、法人の場合は本店の所在地を記載してください。

3. 添付書類等

<個人事業者>

- (1) 直近の確定申告の写し（事業所の所在地の記載があるもの※）又は許認可の必要な業種の場合で許認可証に事業所の所在地の記載があるもの等の事業所の所在地が確認できるもの。
- (2) 次の月の売上高等のわかるもの（試算表、売上台帳、売上高確認表等のいずれか）

①前年（2019年）2月以前から創業している場合

2020年2月分・2019年2月分

②前年（2019年）2月に創業していない場合

2020年2月分・2020年1月分・2019年12月分・2019年11月分

<法人>

- (1) 現在事項全部証明書（登記簿謄本等）（3か月以内） **1通（原本）**
- (2) 次の月の売上高等のわかるもの（試算表、売上台帳、売上高確認表等のいずれか）

①前年（2019年）2月以前から創業している場合

2020年2月分・2019年2月分

②前年（2019年）2月に創業していない場合

2020年2月分・2020年1月分・2019年12月分・2019年11月分

【留意事項】

- 1 この証明とは別に、補助金交付申請の際には提出先の審査があります。
- 2 申請者の代理で申請手続きを行う場合には、申請者からの委任状（委任者及び代理申請者の双方の氏名を明記し、押印したもので様式は任意）が必要です。

【申請・問い合わせ先】

東広島市役所 産業部 産業振興課

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

TEL 082-420-0921 FAX 082-422-5805